

な環境の下で社会的養護を提供できる形態として注目される一方、一組の里親が4人から6人程度の複数の子どもを養育することになるため、外部からの支援者の必要性を始めとした様々な課題も指摘されている。

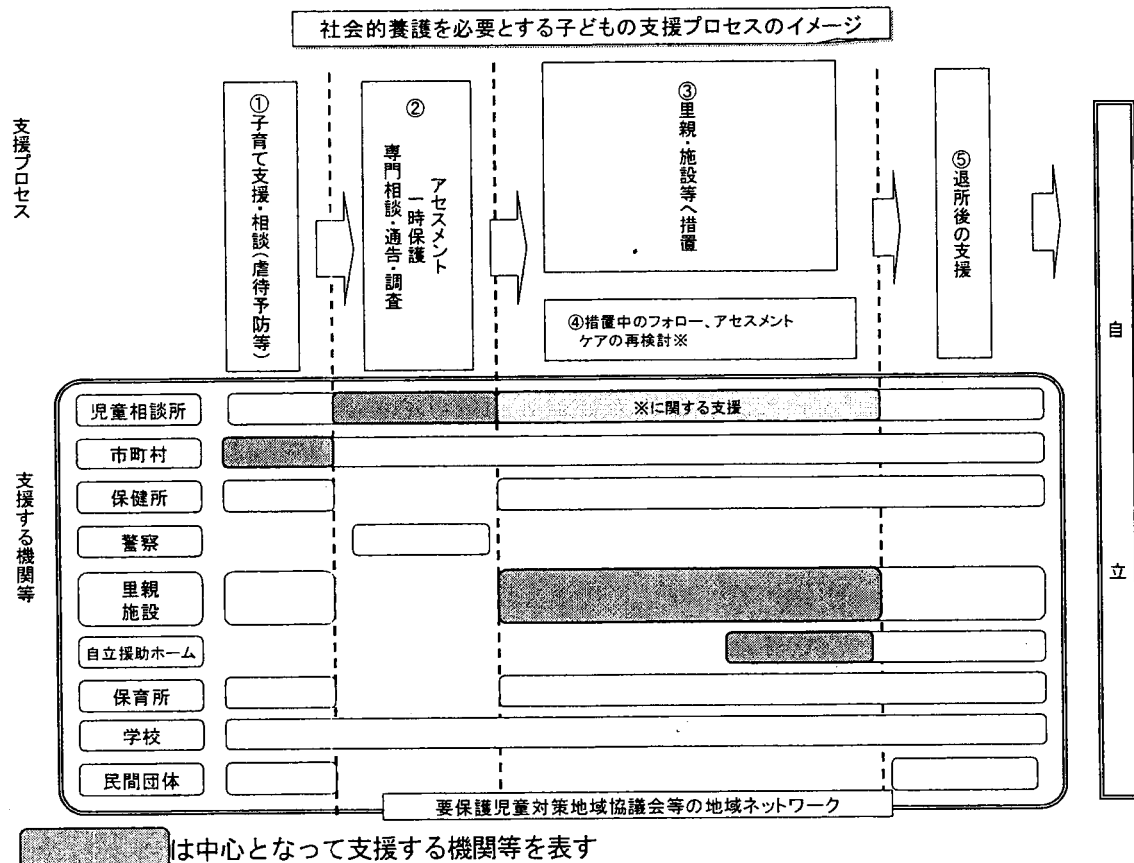
上記のような実態を踏まえつつ、小規模なグループ形態での住居・施設のあり方について制度的な位置づけを含め、早急に検討する必要がある。

ウ 施設におけるケア単位の小規模化の推進方策

現行の児童養護施設等においても、適切な養育を受けられなかった子どもを家庭的な環境で養育するとともに、愛着関係の形成を図りながら、専門的なケアをより個別性を高めて実施するという観点から、以下のような課題の検討を進めた上で、ケア単位の小規模化を進めるべきである。

- ・小規模化することによって、子どもに対する個別的な対応が可能となり、個々の子どもが抱えている課題を把握しやすくなる一方、密な人間関係の中で子どもの自己表現が顕著になる。これらの子どものニーズに的確に対応できる職員の専門性の確保や職員をスーパーバイズするための仕組みが必要である。
- ・個別的な対応となること等により、ケアのあり方が従来と変わることから、これに伴う職員配置やケアの手法についての研究とその成果の活用が必要である。
- ・小規模化は「ケアの密室化」につながりやすい。このため、第三者評価や子どもが意見を表明できる仕組みの確保等権利擁護体制の整備が必要である。

- (2) 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立
社会的養護を必要とする子ども、例えば、虐待等のケースにおいて、現行制度の下で、子どもがどのようなプロセスにより支援を受けるのかについてイメージを整理すると、下図のようなものとなる（()内は中心となる機関等を記載。）。



- ①虐待予防等の取組として、市町村や児童相談所、児童家庭支援センター、民間団体等による家庭における子育て支援や相談の実施（市町村）
- ②子どもが適切な養育を受けることができない場合における児童相談所への専門相談・通告・調査、子どもの一時的保護及び子どもを保護した後、児童相談所において子どもの課題を的確に把握し、必要な支援を行うためのアセスメント、ケアプランの作成（児童相談所）
- ③アセスメントやケアプランに基づく里親・施設への措置による養育・保護（里親、施設）
- ④子どもに合った支援が行われているか適宜把握するための措置中のフォロー、アセスメントとケアの再検討（児童相談所、市町村）
- ⑤施設退所後や子どもが独立した後、社会で自立した生活を継続して送るための支援（市町村等）

このようなプロセスを見れば、社会的養護は、里親や施設だけが提供するものではなく、関係機関等が関わり合いながら提供されるものであり、これらの関係機関等が各プロセスにおいてその役割を適切に果たしながら、有機的に連携をしつつ提供されるものであることが認識される。

このような観点から見れば、各プロセスにおいて、以下のような課題を解決する必要がある。

①（子育て支援・相談）については、市町村単位で設置される要保護児童対策地域協議会等における関係機関等の連携により、虐待等の早期発見・早期対応の体制作りを一層進めるとともに、デイケアやレスパイトケアを含む具体的な支援方法の確立が必要である。

②（専門相談等、アセスメント、一時的保護）については、社会的養護を必要とする子どもたちが家庭を離れ、最初に保護される場所である一時的保護所において、その養育環境の改善等による適切なケアの確保が必要である。

また今後の子どもの支援の方向性を決めることとなる児童相談所におけるアセスメントやケアプランの作成は特に重要であり、子どもの課題を的確に把握し、これに応じた支援を提供するため、児童相談所及び一時的保護所におけるアセスメント機能の充実強化を図る必要がある。

③（里親、施設等への措置）及び④（措置後のフォロー、ケアの再検討）については、児童相談所において、現に里親や施設等に措置された子どもに対してその子どもに合った適切なケアが行われているかを適時把握するとともに、関係者によるケア会議等を開催し、これに基づき里親や施設におけるケアプランの見直し等を適切に実施できるよう、子どものアセスメントやフォローに関する機能の充実強化を図る必要がある。

また、里親や施設へ措置された子どもと家族の関係を再構築し、子どもが家庭に戻って生活を送る可能性を高めるため、虐待等を行った保護者に対する再発防止のための指導・支援についても、その標準化作業と併せて、民間団体の活用等を含めた体制整備を図る必要がある。

これに加え、市町村と里親、施設についても、子どもがいずれは地域で暮らすことを見据えて、連携を図ることが重要である。

さらに、里親や施設等に措置された子どもも、学校に通いながら、地域で生活を送る中で、必要に応じて関係機関等から支援を受けることとなるため、地域における関係機

関等の連携体制を強化することが必要である。特に、学校教育との連携に関しては、地域の学校に通う際の支援に際して、児童養護施設等と学校において適切な情報共有を図る等の連携強化が必要である。

なお、同じ施設の子どもが全て同じ学校に通うことの弊害も指摘されていることから、小規模グループ形態の住居や地域小規模児童養護施設の活用等により、別の学校へ分散して通えるようにすることも検討が必要であると考えられる。

⑤（退所後の支援）については、社会的養護の下にいる間から、子どもが社会で自立して生活していけるよう、その社会性の獲得や自立に向けた支援を念頭において支援を行うことは当然である。これに加えて、社会的養護を必要とする子どもたちは、施設等を退所した後も、社会で自立していくに当たって、様々な課題を抱える可能性が高いことから、その就職や進学に当たり、また、就職や進学した後も、地域で関係機関等が連携を図りながらその支援を行う体制が必要である。

このように、それぞれの支援プロセスにおいては、様々な関係機関等が関わりながら子どもの支援を行うことから、児童相談所、施設、市町村、児童家庭支援センター、民間団体等の社会的養護に関する関係機関等の役割分担を明確化し、それぞれの役割の充実強化を図るとともに、子どもの自立支援に向け、そのニーズに応じて、互いの連携の強化を図る必要がある。

特に、各プロセスの移行期においては、環境が変わることにより、子どもの状態が不安定になること、愛着対象の喪失や変更という心理的打撃があることから、この時期の子どもへの支援を手厚くする必要がある。その際、関係機関等は連携を図りながら、子どもの状態を十分に把握しつつ、支援を行う必要がある。

また、社会的養護については、現在は都道府県（児童相談所）が中心となって実施している。しかしながら、虐待の予防等、より身近な行政機関が行った方が適切な支援については、市町村が行うこととなっていること等を踏まえ、都道府県と市町村も含めて支援プロセスに応じた関係機関等の役割分担と協働のあり方を検討する必要がある。

さらに、国においても、制度的な対応を含め、関係機関等の役割分担の明確化とその充実、連携強化を図るための体制作りを進めるべきである。

（3）施設機能の見直し

社会的養護を必要とする子どもの持つ課題は多様であり、これに対応するため、施設は様々な役割を有しているが、その役割を整理すると、

①生活支援、自立支援や一定の心理的ケア等のどの施設も有している役割、

②①に加え、さらに専門的・特化した支援を行う役割（現行の施設で言えば、情緒障害児短期治療施設については特に心理的なケア等を必要とする子どもに対する支援、児童自立支援施設については、特に非行等の行動化が著しい子どもに対する支援）となる。

今後、家庭的養護の拡充を進めていく中で、個々の子どもの課題を的確に捉えて子どもに対して最も適切な支援を提供できるような施設体系のあり方についてあらためて検討する必要がある。

また施設体系のあり方の見直しを踏まえ、職員の配置基準はもとより、設備基準を含めた児童福祉施設最低基準についても必要な見直しを行う。

なお、当面の対応として、以下のような取組を進める必要がある。

- ・児童養護施設、乳児院等については、家庭的な環境の下でのケアを推進し、多様化・複雑化する子どもの課題に対応するため、ケア単位を小規模化する。これとともに、施設に入所している子どもと家族が関係を再構築し、子どもが家庭に戻って生活を送る可能性を高めるため、家族の抱えている課題を解決する等、家庭に対する支援を強化することが重要である。

また、家庭や里親等に対する支援の提供を目的としたネットワーク作りを積極的に行うべきである。

- ・情緒障害児短期治療施設については、心理療法やグループ療法等の治療的なケアを必要とする子どもを支援する施設として、高度な専門的支援を実施する。

このため、入所機能だけではなく、通所・外来機能の充実等を図り、その施設に入所する子どもに限らず、家庭や児童養護施設等の子どもを含めた治療的・専門的な支援を行うべきである。また、幼児期から思春期まで、治療が必要な子どものケアに対応できる体制とすべきである。

- ・児童自立支援施設については、被虐待経験や発達障害がある子ども等の特性に応じた教育的・治療的な支援を行うため、職員の専門性を高めることや、その支援方法の研究・確立を行うことが必要である。また、少年院等との交流研修等の推進により、関係機関との連携を進める必要がある。
- ・国立の児童自立支援施設では、社会的養護のケアのあり方に関する研究や先進事例の普及等の取組を進め、児童自立支援施設のみならず、職員の養成・研修機能を強化し、社会的養護の研修センターとして役割を果たすことができるように機能強化を図る必要がある。
- ・母子生活支援施設については、母子ともに地域で家庭生活を営むことができるように支援するという観点から、DV被害者である母親とその子どもや虐待の危険性が高い母子等、様々な課題を抱える母子に対し、母親の就労支援等に加え、母親の養育機能の回復に向けた専門的なプログラムに基づく支援を行うことができるような体制整備とそのケアのあり方の確立を図る必要がある。
- ・児童福祉施設における子どもの居住環境の改善を引き続き進めていく必要がある。

(4) 年長児童の自立支援

社会的養護の最終的な目標は、子どもが自立した社会人として責任を持って人生を送ることができるようになることである。

そのためには、社会的養護の下で支援を受けた子どもたちができるだけ円滑に社会へ巣立つことができるよう、里親や施設等の社会的養護を担う者は、子どもを養護している全期間を通じて、子どもが社会性を獲得し、自立することを念頭に置いて、適切な支援を提供していくことが必要である。

さらに、社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難に行き当たることが多い。

このため、以下のような対策を検討する必要がある。

- ・施設における自立支援計画の充実を図る必要がある。これに加え、子どもが自立するための進路選択に当たっては、学校と施設等が緊密に連携を図るとともに、就職に当たっては、子どもがハローワークや職業訓練機関等の関係機関から適切に支援を受け

られるよう、施設等と関係機関との連携を強化する等、就労支援の充実を図る。

- ・身元保証人の確保対策や就職、進学の際の支度金等、自立した生活を始める際に必要な支援策の充実を図るほか、奨学金制度を積極的に活用する。
 - ・自立援助ホームは、中学校を卒業後、施設を退所して就職している子どもや高校を中退した子ども等施設退所後、すぐに自立することが困難な年長児等を対象に、子どもの住まいの場を確保するとともに相談支援・生活支援を行う場である。施設退所後、すぐに自立することが困難な年長児童等に対する支援をどのような形で担うことが適切であるかを含め、自立援助ホームのあり方について検討する必要がある。
 - ・施設を退所した子どもは、結婚・出産・育児等に関して自信を持つことができず、相談する相手がいない場合も多いことから、このような際の相談先として、児童養護施設等がいわゆる「実家機能」の役割を果たす必要がある。
 - ・児童養護施設等を退所した子どもたちが自ら集い、意見交換等により相互に支援を行う活動は、こうした子どもたちに対する支援として、非常に有効であると考えられることから、このような活動を推進する必要がある。
 - ・里親や児童福祉施設に措置されている子どもについては、現行制度においても、満20歳に達するまで措置を継続できる仕組みとなっているが、子どもの状況を踏まえつつ、積極的に活用すべきである。
- このほか、現在の措置の解除年齢の上限（20歳）については、これを引き上げるべきとの意見がある一方で、措置を延長するのでは意味がなく、むしろ子どもの社会的自立に向けた支援の強化について検討すべきではないか、という意見もあり、これらを踏まえて今後さらに慎重な検討が必要である。

(5) 社会的養護を担う人材の確保とその質の向上

社会的養護の質の向上を図るために何よりも重要であるのは、子どもとの愛着関係・信頼関係を形成することができ、子どもの将来の自立までを視野に入れたケアを行うことができる人材の確保であり、その質のさらなる向上である。

このため、以下のような方策が必要である。

- ・児童福祉施設の施設長や施設職員等の資格要件を明確化する。また、職員の質の向上を図るため、社会的養護に関する専門職や資格のあり方等について検討する必要がある。
- ・必要な人材の確保とその質の向上については、他の社会福祉の分野についても都道府県が責任を担っていることから、社会的養護に関しても、同様に都道府県が責任を持つて行うべきであり、そのための研修等の体制整備を図るべきである。
- ・福祉分野の教育を行う大学や専門学校等においては、カリキュラムにケアワーク、ソーシャルワークを内容に加える等、社会的養護を担う人材の育成にも資するような教育内容とすべきである。
- ・児童福祉施設の職員による子どもの支援に関し、専門性を持って支援プログラムをマネジメントできる基幹的な職員の育成等を図るほか、キャリア形成や適切なOJT等を、個人の資質だけによるのではなく、組織的に行う仕組みが必要である。

このため、施設と児童相談所等の間において交換研修を実施する等の方策の検討や国立の児童自立支援施設や子どもの虹研修情報センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）等の養成・研修、研究機能の拡充を図るべきである。

- ・また、職員が長く勤められるよう環境の整備を図るとともに、児童福祉分野だけではなく、他の社会福祉に関する分野も経験できるようにする等の工夫も検討する必要がある。

(6) 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築

社会的養護を必要とする子どもにとって、個々の子どもの抱える課題や発達段階に応じた支援を行うことやそれぞれの家庭が抱える課題に応じて家庭支援を行うことが重要である。

このような支援を確立していくためには、子どもや家庭の抱える課題やそれぞれに対して必要とされる具体的な支援策に関するアセスメント方法を確立するとともに、これに基づいた支援の実践方法を確立し、これを広めることが必要である。

また、今後、ケア単位を小規模にした新しいケアを実践していくに当たっても、科学的な評価に基づく、アセスメント手法や支援の方法論の確立が必要である。

これらを推進するため、これまで国内外で行われた研究や効果的な取組について事例の収集や適切な評価を行うとともに、継続的にこういった研究を支援する仕組み等、研究助成のあり方について検討すべきである。

3. 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的施策

昨今、相次いで児童養護施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されている。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんであるが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある。

また、施設に入所する子どもだけではなく、里親に委託された子どもも含めて子どもの権利擁護やケアの質の確保に向けた取組を検討する必要がある。

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等他の分野の施策も参考として、施設内虐待等が発見された場合の通告や施設に対する調査、指導・監督等の仕組みの創設、これらについての責任主体の明確化等、こうした事件への早期対応や再発防止に有効な仕組みの導入を検討すべきである。
- ・施設内虐待の事例について検証するとともに、虐待を受けた子どもに対する適切な対応方法、再発防止や事件が起こった施設における支援体制の再構築のための方策等について調査・研究を行う必要がある。
- ・第三者評価の義務づけ・情報開示、都道府県等における監査機能の強化、当事者である子どもが意見を表明する機会の確保等、施設・里親における子どもの権利擁護の強化とケアの質を確保するための仕組みの拡充を図るべきである。
- ・児童相談所における措置内容に関する子どもに対する説明のあり方や措置委託先に関する子どもの選択権のあり方について検討する必要がある。

なお、一時保護所についても、養育環境の確保に加え、児童の権利擁護に関し、児童養護施設等と同様の見直しを行うとともに、一時保護所の特性を踏まえた検討を行うことも必要である。

4. 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

最近の児童相談所における虐待に関する相談件数の増加や、今後、虐待の早期発見・早期対応により今まで見過ごされてきた虐待が発見される可能性が高いことから、今後も社会的養護を必要とする子どもは増加していく可能性がある。

また、上述した課題等を踏まえれば、社会的養護を必要とする子どもに対する支援の拡充は、急務であり、早急かつ計画的に取り組むことが必要である。

社会的養護の需要が増えることは、当然のことながら望ましいことではないが、支援を総合的に進めるためには、その整備目標を定め、それに向かって提供体制を計画的に整備することが必要である。

具体的には、以下のような仕組みが必要である。

- ・社会的養護に関しては、自治体間の格差が大きい現状等を踏まえると、国において基本的な指針等を定め、これに基づき、都道府県等において社会的養護の提供体制に関する整備計画を立て、計画的に需要に応えられる体制を整備する必要がある。特に、一部の児童相談所の一時保護所においては既に定員超過となっているが、これは、里親・施設等の社会的養護に関する資源が不足していること等によることから、早急に社会的養護の提供体制の整備を進めるべきである。

- ・整備に当たっては、社会的養護のあり方として家庭的養護の推進を基本的な方向とすることから、里親や小規模グループ形態の住居等を中心とした対応を目指すべきである。

また、社会的養護の需要量に影響を及ぼす要因は多様かつ複雑であることから、現時点において、将来的な需要量についての確に把握することは困難であるが、今後の課題として、その有効な手法を検討すべきである。

しかしながら、都道府県が整備目標を検討するに当たっては、現在の不足数に加え、潜在的な需要も考慮することが必要であり、例えば、

- ・社会的養護に関する資源が不足しているために、一時保護所等で長期にわたって一時保護されることを余儀なくされている児童数

(参考) 平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究」(主任研究者：才村純)によれば、虐待を理由に一時保護された子どものうち、児童福祉施設が満床で入所できなかったという理由により一時保護所の入所日数が2か月を超えた子どもが約200人(平成18年4月～11月の8ヶ月間、調査の回答率約7割)となっており、これに基づいて、1年間の人数を推計すると、約400人となる。

- ・現在策定作業が進められている一時保護施設等緊急整備計画に基づく今後の一時保護児童数の見通し

- ・児童人口に占める里親・施設に措置された要保護児童数の他地域との比較

(参考) 例えば一つの試算として、平成16年度における児童人口1万人当たりの里親・施設に措置された要保護児童数上位10県の平均27.6人(平成16年社会福祉施設等調査)を全国の児童人口(平成19年)に乗じて全国の要保護児童数を試算すれば、約58,000人(平成17年度の里親・施設に措置された要保護児童数は約40,000人)となる。

等を念頭において、必要量を見込むという方法もあると考えられる。

5. その他

(1) 里親・児童福祉施設の施設長の監護権との関係や児童相談所の指導に従わない保護者

に対する対応の観点から、民法上の親権に係る制度の見直しについて検討を行う。

また普通養子縁組及び特別養子縁組に関する制度の現状や課題についても検討を進めるべきである。

- (2) 社会的養護の重要性に関する啓発についてどのように進めていくのか、さらに検討する必要がある。
- (3) 人材育成やケアの質の向上を図り、施設間の格差を縮めることは、個々の施設等の努力だけでは限界があることから、社会的養護を担う里親や児童福祉施設等に係る関係団体は、支援のための工夫やプログラムの情報交換や交流研修等により、会員等に対する働きかけを強め、人材の育成やケアの質の向上に積極的に取り組むべきである。
- (4) 児童養護施設内の児童に係る損害賠償請求事件に関する最高裁判決（平成19年1月25日判決）を踏まえ、施設内における支援に関する行政と施設との責任のあり方について検討する必要がある。

今後目指すべき
児童の社会的養護体制に関する構想検討会
中間取りまとめについて

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

1 社会的養護の概要

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,737人	2,370人	3,293人

資料：福祉行政報告例 [平成17年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数(公立・私立)	117か所 (16か所・101か所)	558か所 (55か所・503か所)	27か所 (11か所・16か所)	58か所 (56か所・2か所)	35か所
児童定員	3,669人	33,676人	1,323人	4,227人	263人
児童現員	3,077人	30,830人	1,030人	1,828人	163人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成17年10月1日現在]
自立援助ホームは家庭福祉課調[平成18年2月1日現在]

小規模グループケア	286カ所
地域小規模児童養護施設	89カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成17年度]

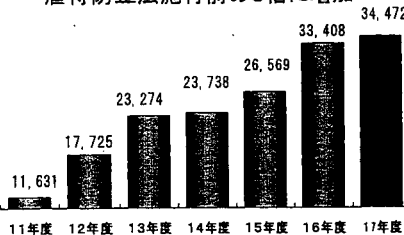
2 社会的養護に関する背景

1. 虐待の増加とこれに対する対応

児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもに対する社会的養護が大きな課題となっている。

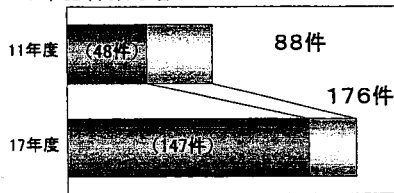
虐待相談対応件数

虐待防止法施行前の3倍に増加



強制入所措置申立件数

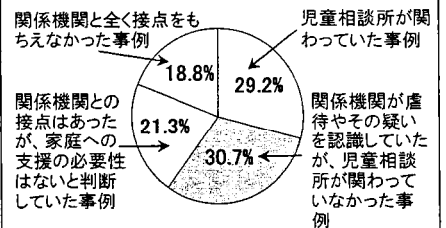
強制入所措置のための家庭裁判所への申立件数も増加



()は、家裁の承認が得られた数

死亡事例の発生

児童虐待防止法施行後も、虐待死亡事例は発生(H12.11.20~H16.12.31 202件)



最近の死亡事例、前回（平成16年）の改正法の施行状況を踏まえて、下記の対策を推進

- (1) 児童相談所や市町村の体制整備
- (2) 最近の死亡事例等を踏まえた児童相談所運営指針等の見直し
- (3) 児童虐待防止法の見直し

→ 施設に入所する子どもにおいても、虐待を受けた子どもの割合が高い。

【虐待を受けた子どもの入所割合】

- 乳児院 → 27.5%(H16)
- 児童養護施設 → 62.1%(H16)
- 情緒障害児短期治療施設 → 69.8%(H16)
- 児童自立支援施設 → 59.7%(H12)
- 児童相談所一時保護 → 32.8%(H15)

[資料:各団体における各施設の被虐待児童入所状況調査]

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（第166回国会成立）の概要

<参考>

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、本年4月国会に提出。5月25日に可決成立。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化など

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(第166回国会成立)

附 則 (検討)

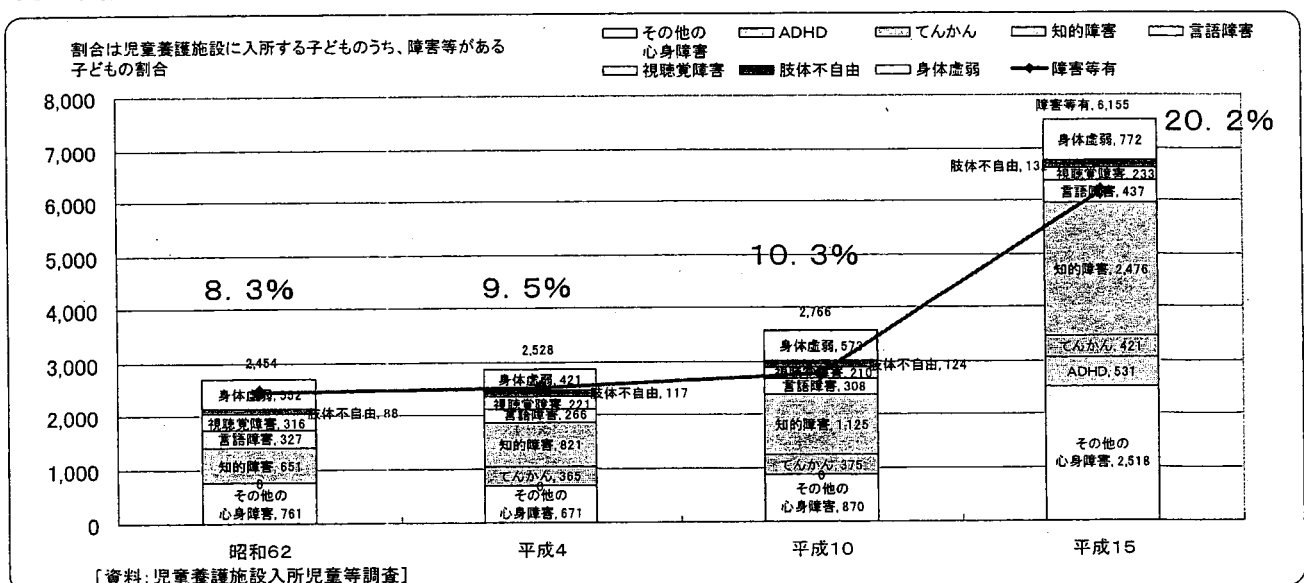
第二条 (略)

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 社会的養護を必要とする子どもの背景の多様化

→ 児童養護施設において障害等がある子どもの割合が増加している。

児童養護施設における障害等の割合



※ 発達障害については、「知的障害」のほか、「その他の心身障害」に分類されている可能性がある。(ADHDは平成15年より分類。)